

# 答 申 書

平成13年12月20日付け広段計第89号で諮問のあった事案のうち、実施機関が広島市指令段計第48号で公文書開示決定を、広島市指令段計第49号で公文書部分開示決定をしたことに対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

## 1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

平成13年9月3日付け異議申立書及び同月25日付け補正書の趣旨は、同年6月20日付けの「段原土地区画整理事業で過去市役所が案内した説明集会の日時、集合人員、説明内容、質疑、応答の議事録等。但し、平成11年11月の8回の説明会は除く。」の開示請求に対し、実施機関が、同年8月3日付け広島市指令段計第48号で公文書開示決定及び同日付け広島市指令段計第49号で公文書部分開示決定をしたことの取消しを求めるというものである。

## 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述等での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

### (1) 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

広島市は、小宅地対策として、減歩はしない代わりに清算金で清算するとした。

この金額について、20年前には、「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明していたが、平成10年には100万円/坪としたので住民運動が起きた。

広島市は、「平均53万円程度と考えられる」という、平均53万円程度で清算すると説明したのか、説明していないのかも分からないことを言っている。「考えられる」として、説明したことをぼかしている。

清算金の問題は、市役所がやった、新しいタイプの詐欺事件である。

### (2) 請求に係る公文書について

清算金に関する集会・議事録が全て隠ぺいされている。事実を隠さないで明らかにしていただきたい。

我々は、この請求の中で特に清算金のこと判る資料を求めているが、広島市指令段計第48号、49号の開示決定通知書、部分開示決定通知書には、清算金のこ

とは記されていない。何件かビデオに収録しているので、必要に応じて貸し出すので、作成していただきたい。このような状態で行政と言えるのか、サギ事件の証拠隠ぺいになっている

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

開示請求の対象は、本市主催の段原土地区画整理事業の説明集会に関するものであるため、昭和57年の事業計画変更に関する説明会など、33件の議事録等について、開示・部分開示を行ったものである。

清算金に関する集会・議事録が隠ぺいされているとのことであるが、清算金は、制度の仕組み上、工事が概成した段階で換地計画を作成して算定するものであり、平成10年10月の換地計画縦覧までは、清算金に関する説明会は存在し得ないし、縦覧後は、請求対象外ではあるが、平成11年11月に説明会を8回開催している。

なお、仮換地発表をした際に、庁舎に来られた方や、意見・要望を出された方に、仮換地に関する個別説明・折衝をしており、その際、清算金に関する質問があれば説明しているが、これは、説明会ではないため、請求の対象外ではある。

#### 5 審査会の判断

異議申立人からは、本件部分開示決定において公文書の一部を不開示にしたことについては何の主張もなく、清算金に関する集会・議事録が隠ぺいされて開示されていないと主張しているため、これについて、以下のとおり判断する。

当審査会は、実施機関が、異議申立人からの開示請求に応えるために、昭和40年代からの資料を検索し、倉庫、保管庫等のすべてを探したことの説明を受け、実施機関が説明する責務を果たそうとする姿勢があったを知ることができた。

一方で、異議申立人は、「何件かビデオに収録しているので、必要に応じて貸し出すので、作成していただきたい。」と主張し、必要な情報の一部を保有していることを自ら述べている。もし、これが事実であれば、この範囲では、情報を求めるといふ訴えの利益を欠くものであると言わざるを得ないものである。

法律の一般論として、「ないこと」を明確に証明することは困難であると考えられるが、プライバシー性の高い個々の清算金の説明が、説明会という形ではなく、個々になされたことは不自然ではないし、総論としての地元説明会は、異議申立人が請求の対象外としているが、換地計画縦覧後に、8回、開催されていること、住民が参加した説明会開催の事実は隠しようがないことを考えあわせると、作成され、保存されている公文書が隠ぺいされているものであると考えることはできない。

そうであるとすれば、実施機関が、広島市情報公開条例第 11 条第 1 項に基づき、公文書開示決定処分及び公文書部分開示決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はないと考える。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 段原土地区画整理事業のいわゆる清算金問題について

異議申立人は、市が説明した「約 53 万円 / 坪で清算する」ことを実現しないことに抗議しているものである。この点について実施機関は、不適切な説明を行ったことを認めているものの、清算金については、正式な手続を踏んで平均約 100 万円 / 坪と定めたとしているものである。

実施機関から提出された資料からは、昭和 56 年 4 月の住民懇談会での説明を始めとして、住民に対し、繰り返し、小宅地対策に係る清算金が平均坪 53 万円程度と受け取られるような説明を行っていたことが認められる。このような状況において、住民が、約 53 万円 / 坪が清算金として決定されたものである、あるいは、決定されるものであると考えたということである。

当審査会は、本件公文書の開示について審議を行ったものであり、この清算金問題について判断するものではないが、双方のわだかまりが解消し、再開発事業が円満に完了することを望むものである。

## 7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 12 月 20 日	実施機関から、諮問第 19 号を受理
平成 14 年 3 月 1 日	実施機関から、「実施機関の見解」を受理
平成 14 年 2 月 8 日 (第 1 回審査会)	審議 (実施機関の不開示理由等の説明)
平成 14 年 3 月 22 日	異議申立人から、口頭意見陳述の申立書を受理
平成 14 年 3 月 29 日	異議申立人から、意見書を受理
平成 14 年 4 月 8 日	審議 (異議申立人の口頭意見陳述)

(第2回審査会)	
平成14年 5月 7日	審議
(第3回審査会)	